

令和6年5月20日

告示

当財団は、本日JBC試合ルール第15条、JBC制裁規定第2条第1項5号に基づき、M. Tボクシングジム（以下「M. Tジム」という）所属ボクサーである謝花 海光（ライセンスNo.51858）選手を令和6年5月17日より1年間のライセンス停止処分とする。

理由： M. Tジム謝花 海光選手は、令和6年5月18日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良を理由に試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は謝花 海光選手を令和6年5月17日より1年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日JBC試合ルール第15条、JBC制裁規定第2条第2項2号に基づき、M. Tジムのマネージャーである高城 正宏（ライセンスNo.13676）氏を戒告処分とする。

理由： 高城 正宏は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション